

## 告 示

### 埼玉県告示第七百三十三号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年六月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表株式会社新生銀行の項中「株式会社新生銀行」を「株式会社SBI新生銀行」に改める。